

中泊町農業委員会会議録

令和7年9月10日

中泊町農業委員会

令和7年中泊町農業委員会9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日（水） 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員 (12人)

会長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (3人)

委 員	4番	佐々木 清英	9番	外崎 満幸
委 員	12番	工藤 正太		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第16号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第16号 非農地証明交付申請の承認について

議案第17号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 優

次長

荒関 真治

総括主幹 古川 幹人

主事

古川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会9月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、14番葛西委員、3番青山委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第14号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、3件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

ありがとうございました。ただいまの報告第14号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第15号

事務局
古川(幹)

10ページをご覧ください。
報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

8月の相続等の届出は5件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長 (会長)	ありがとうございました。ただいまの報告第15号について、何かご質問等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】 無いようですので、次に報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
事務局 古川(安)	◎報告第16号 12ページをご覧ください。 報告第16号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和7年8月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会长。
	次のページをご覧ください。8月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。
議長 (会長)	ありがとうございました。ただいまの報告第16号について、何かご質問等ございませんか。
議長 (会長)	【質問なしの声あり】 無いようですので、次に議案の審議に入ります。
議長 (会長)	◎議案第14号 次の議案に入る前に、私に関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終了まで退席します。以降の議事の進行は職務代理者にお願いします。
議長 (職務代理)	【会長退席 ⇒ 職務代理者】 議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。
事務局 荒関	15ページをご覧ください。議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があつたので審議を求める。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会长。
議長 (職務代理)	それでは、議案第14号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
三上委員	議席7番、三上です。それでは報告いたします。去る9月1日、私と小野委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。
議長 (職務代理)	ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。
事務局 荒関	16ページをご覧ください。 受付番号24番は、高根地内の田1筆、面積は3,965m ² で親子間の贈与です。譲受人は譲渡人同様に農作物を栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。
	受付番号25番は、今泉地内の田1筆、面積は1,388m ² の贈与です。譲受人は譲渡人同様に農作物を栽培することでした。また、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。
	受付番号26番は、八幡地内の田1筆、面積は465m ² の売買です。譲受人は米を栽培するとのことでした、また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 27 番は、今泉地内の田 20 筆、面積は 33,122m² のあっせん売買です。譲受人は米を栽培するとのことでした、また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 28 番は、深郷田地内の畠 1 筆、面積は 1,673m² の売買です。譲受人はそ菜を栽培するとのことでした、また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 29 番は、豊島地内の田 1 筆、面積は 163m² の贈与です。譲受人は米を栽培するとのことでした、また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 30 番は、今泉地内の畠 1 筆、面積は 174m² の売買です。譲受人はそ菜を栽培するとのことでした、また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないものと思われます。

以上、受付番号 24 番から 30 番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(職務代理)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(職務代理)

ないようですので、お諮りいたします。議案第 14 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(職務代理)

異議がないようですので、議案第 14 号は原案のとおり決定いたします。

【職務代理人 ⇒ 会長】

◎議案第 15 号

議長
(会長)

次に、議案第 15 号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川（安）

23 ページをご覧ください。

議案第 15 号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 中泊町農業委員会会长。

（所有件移転）

25 ページをご覧ください。

所有件移転についての申請内容は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が 1 件となっています。

受付番号 1 番は、あおもり農業支援センターの一括方式での売買です。関係農地は宮野沢地内 6 筆の田、面積は 6,421m² です。売買価格は 700,000 円。譲受人からあおもり農業支援センターへの支払期限は令和 7 年 12 月 4 日予定。あおもり農業支援センターから譲渡人への対価の支払期限は令和 7 年 12 月 11 日を予定しております。

所有件移転については以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第 15 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長
(会長)

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第 15 号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第16号

議長
(会長)

事務局
荒関

次に、議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

28ページをご覧ください。

議案第16号「非農地証明交付申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号4番の申請地は今泉字藤の森の田1筆、農業振興地域内の農用地外の農地です。申請者は数十年前まで耕作していたが、獣害による食害がひどくなり植林しましたが、農地法を知らず農地転用手続きを怠り今日に至ったものです。

令和7年9月1日に農業委員3名と令和3年の航空写真及び現地の確認をし、申請のとおり山林化していることを確認しました。

以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

受付番号5番の申請地は農業振興地域内の農用地外で高根字小金石の畠1筆、農用地内の薄市字飛石田野沢の畠1筆です。申請者は平成12年に相続を受けてから耕作しておらず現在にいたっており、息子への贈与を契機に現地を確認したところ山林化が判明しました。また、今後担い手もいなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和7年9月1日に農業委員3名と令和3年の航空写真及び現地の確認をし、申請のとおり山林化していることを確認しました。

以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告お願いします。

議長
(会長)

三上委員

議席7番の三上です。去る9月1日、私と小野委員、葛西委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくお願いします。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第17号

議長
(会長)

事務局
荒関

次に、議案第17号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

35ページをご覧ください。

議案第17号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため、別紙のとおり決議する。令和7年9月10日提出 中泊町農業委員会会長。

この決議については、今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が相次いだことから、同種の事案が当農業委員会でも発生しないよう決議することとなったものです。

決議文については別紙のとおりですのでご覧ください。

～決議文読み上げ～

以上です。

議長
(会長)

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等はありませんでしょうか。なければ、原案のとおり決議することとしてよろしい
でしょうか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第17号は別紙のとおり決議いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明し
て下さい。

事務局
(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。
それでは、これをもちまして、令和7年中泊町農業委員会9月定例総会を閉会いたしま
す。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月10日

(松坂 龍美)

農業委員会
長

松坂龍美



署名委員

葛西誠



署名委員

(青山 邦栄)

青山邦栄

